

防災意識の向上に向けた試行見学会の実施に関する協定書（案）

東京都建設局（以下「甲」という。）と（会社名）（以下「乙」という。）は、防災意識の向上に向けた試行見学会の実施について、次の条項により協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「調節池」とは、神田川・環状七号線地下調節池をいう。
- (2) 「見学会」とは、東京都が主催し、実施事業者が施設案内を行う調節池の見学会をいう。見学会は、調節池において、乙からツアー客を引き取り、乙にツアー客を引き渡すまでの間に実施する。
- (3) 「ツアー」とは、乙が実施する見学会をツアー行き先に組み入れたツアーをいう。
- (4) 「一般客」とは、ツアーの参加者ではなく、個別に申し込み調節池のみの見学を希望する者をいう。
- (5) 「ツアー客」とは、ツアーに参加する者をいう。
- (6) 「見学者」とは、一般客及びツアー客をいう。
- (7) 「実施事業者」とは、東京都が委託し、見学会の施設案内を実施する予定の事業者をいう。
- (8) 「企画提案書」とは、乙が神田川・環状七号線地下調節池見学会「見学者拡大パートナー」募集要項に基づき応募時に提出した企画提案書をいう。

（目的）

第2条 この協定は、見学会、ツアー及び調節池のPRの取組の実施に関する基本的事項を定め、河川施設整備の目的や効果について都民の理解を深め、水害に対する意識を高めていくことを目的とする。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、この協定及び第18条第1項に規定する実施計画書に基づき、第8条第1項に掲げる取組（以下「本取組」という。）を実施するものとする。

2 甲及び乙は、各種取組の実施に当たり、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に

従い、共に協力するものとする。

- 3 この協定に定める請求、届出、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行うものとする。

（見学会の概要）

第4条 見学会の概要は以下のとおりとする。

- （1）見学会の場所は、神田川・環状七号線地下調節池（善福寺川取水施設）とする。
- （2）ツアー客、一般客の両方を対象とする。
- （3）一般客は都民を対象とする。
- （4）見学会は、令和元年11月から令和2年2月の間の甲が指定する土曜日に全18回（6日間、1日3回）開催する。11月、12月は月1回の開催、1月、2月は月2回の開催とする。
- （5）見学会の定員は1回当たり概ね30名とする。
- （6）全18回の見学会のうち甲が指定する3回は、ツアー客概ね20名、一般客概ね10名とする。
- （7）調節池の施設案内は実施事業者が行う。

（見学会の料金）

第5条 甲は、見学会の開催に当たって、料金を徴収しないものとする。

- 2 乙は、見学会の予約受付において、一般客の見学会参加費を無料とするものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

（甲の役割）

第7条 甲は、乙と共に都民の防災意識の向上に取り組み、方針の策定をするものとし、次に掲げる事項について、責任を持って取り組むものとする。

- （1）見学会の主催
- （2）見学場所（調節池）の提供
- （3）見学会に関する方針、実施時期等の決定
- （4）乙が提案する具体的な実施計画や執行体制の承諾

- (5) 乙及び実施事業者との連絡調整
- (6) アンケート結果の分析

(乙の役割)

第8条 乙は、甲が定める方針に従い、民間事業者の自由な発想と、専門性、最新の情報に基づく高い実施能力を活かし、迅速かつ効果的に企画、計画、事業を実施することとし、次に掲げる事項について、責任を持って取り組むものとする。

- (1) ツアーの企画・実施、一般客の見学受付等を通じた見学者の確保（集客、予約受付調整等）
- (2) 甲及び実施事業者との連絡調整
- (3) ツアーに付帯する業務の実施

2 乙は、前項（1）に規定するツアーを実施する場合は、ツアーに同行する添乗員を1名以上配置するとともに、周辺地域の協力を得るために、ツアー客の引率に工夫を図るなど騒音に十分配慮するものとする。

3 第1項（3）に規定するツアーに付帯する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ツアー客及び一般客の予約受付及び予約調整
- (2) 河川施設の役割や効果についてのPRの計画、実施
- (3) ツアー客及び一般客の申込み実績、利用実績等報告
- (4) 次年度以降の見学会実施に向けて東京都への積極的な提案及び協力

(実施事業者の役割)

第9条 実施事業者の役割は以下のとおりとする。

- (1) 見学会の実施
- (2) 調節池における見学者の施設案内業務
- (3) 甲及び乙との連絡調整
- (4) 見学会の安全管理
- (5) アンケートの実施、回収

(見学会のルート)

第10条 見学会ルートは、通常時のルートと雨天時等のルートの2種類とする。見学会ルートは事前に甲が設定し、乙に通知する。

- 2 見学会のルートについて、次の各号に該当した場合は雨天時等のルートとする。
- (1) 事前（見学会1週間前以降）の取水により、調節池本管内に入れない場合
 - (2) 見学会開催2時間前時点で、杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が継続されている場合
 - (3) 見学会開催2時間前時点で、以後、杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が発表される可能性があるとして判断された場合
 - (4) 見学会開始直前または見学会実施中、杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が発表された場合
 - (5) 杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が発表されなくとも、局地的な豪雨により水位が急激に上昇する恐れがあると判断された場合
 - (6) その他甲及び実施事業者が雨天時等のルートにするのが適当と判断した場合

（協議）

第11条 第8条に定めるもののほか、本取組の実施に必要な事項は、甲乙が協議して、決定する。

（執行体制）

第12条 乙は、本取組に関する業務の執行体制について、あらかじめ甲へ報告し、承諾を得なければならない。

- 2 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議し、前項の執行体制を変更させることができる。

（事故等への対応）

第13条 乙は、事故等に備え、緊急連絡体制を整備し、甲に通知する。

- 2 各種取組の実施に際し、事故等が発生し、利用者等に被害が生じた場合は、乙は、法令に定められた義務及び社会通念上相当と認められる以上の措置を執るとともに、その措置の進捗について甲に速やかに報告する。

(安全管理)

第 14 条 甲及び実施事業者は、見学会におけるツアー客、一般客の安全確保について、責任を持って取り組むものとする。

(権利の譲渡等)

第 15 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第 16 条 乙は、本取組に関する業務を第三者（乙の構成員及びその関連会社を除く。以下「再委託先事業者」という。）に委託してはならない。ただし、専門性の高い業務については、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙が本取組に関する業務の一部を前項ただし書により再委託先事業者を実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、再委託先事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙が負担するものとする。

(業務責任者)

第 17 条 乙は、本取組に関する業務の履行の管理及び運営について、必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を、業務責任者として選任し、甲に報告しなければならない。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理及び運営に努め、現場を総括する。

(実施計画書)

第 18 条 乙は、企画提案書の内容を反映した本取組に関する実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、事前に甲の承諾を得なければならない。

2 甲は、前項に規定する実施計画書の内容が第 1 条に規定する目的と著しく異なる場合は、乙と協議し、前項の実施計画書を変更させることができる。

3 乙は、実施計画書の内容等の変更が必要な場合は、甲と協議し、その承諾を得なければならない。

(履行確認)

第 19 条 甲は、本取組に関し、必要に応じて実地に検査し、又は乙に対して報告を求めることにより、履行状況の確認を行うことができる。

2 甲は、前項の確認の結果、是正すべき事項がある場合は、乙に対し期限を指定して是正措置を命ずることができる。

3 乙は、前項の規定により是正措置を命じられたときは、直ちに是正措置を講じなければならない。この場合において、是正措置が完了したときは、甲に届け出て、その確認を受けなければならない。

4 第 2 項の規定は、前項の確認に準用する。

(協定内容の変更等)

第 20 条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、協議し、この協定の内容を変更し、又は履行を一時中止することができる。

(法令変更等に伴う協議)

第 21 条 甲及び乙は、この協定の締結日後の法令変更等により、この協定及び実施計画書に従って本取組に関する業務が遂行できなくなったときは、協議し、適切な措置を講じなければならない。

(甲の解除権)

第 22 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

(1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき又は履行する見込みが明らかでないとき又は甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの協定の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、乙が、この協定に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙の役員又は使用人の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（協議解除）

第23条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対しこの協定の解除を申し出ることができる。

- (1) 甲が正当な理由なく、この協定に基づく義務を履行しないとき。
- (2) その他乙の財務上の問題等で、各種取組に関する業務の執行継続が困難となったとき。

（甲の協力義務）

第25条 甲は、乙が本取組に関する業務の執行に当たり甲に対し協力を要請したときは、真摯にこれに応じ、資料の提供等必要な協力を行うものとする。

（個人情報保護）

第26条 乙は、この協定による業務の執行上知り得た個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）並びに東京都情報セキュリティポリシーの趣旨及び規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務執行の過程において、個人情報の漏えい、紛失、滅失、毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所、発生状況等を書面にて遅滞なく甲に報告し、甲の指示に従う。

（秘密保持）

第27条 乙及び本取組に関する業務の全部又は一部に従事する者は、この協定に基づ

く業務により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、この協定の締結後に退職する従業員等に対しても、法令の範囲内で前項の義務を課すものとする。
- 3 乙は、再委託先事業者（この者に下請負され、又は委託された者を含む。）に対し、自らの責任で自己と同様の秘密保持義務を課すものとする。
- 4 乙は、この協定が効力を失った場合又は解除された場合は、甲の指示により、第1項に関連する資料、データ等を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が乙に対して委託する業務の成果物については、甲乙間で別途締結する協定による。
- 5 本条の規定は、この協定の有効期間満了後もなお効力を有するものとする。

（知的財産権）

第 28 条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

- 2 乙は、この協定の有効期間満了後も含め、本取組により生じた成果を甲の承認を受けないで自ら使用し、又は他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。ただし、甲と乙とが協議の上指定したものについては、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙が自らの負担において得た知的財産権（以下「著作権」という。）については、その権利を留保される。著作権の全部又は一部が業務の成果を構成する場合であっても、著作権及びそれに関連する権利を甲に譲渡したことはないものとし、併せて本条の義務から除外されるものとする。

（ディーゼル車規制の順守）

第 29 条 乙は、本協定の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- 2 乙は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減

少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められたときは、速やかに提示又は提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 30 条 この協定による請求等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(解釈)

第 31 条 甲が、この協定に基づき文書の受領及び立会い等を行い、又は説明若しくは報告を受けたことをもって、乙の責任による業務の全部又は一部について甲が責任を負うものと解釈してはならない。

(疑義の決定等)

第32条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙が協議して決定する。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和元年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都
代表者 東京都建設局長

住所

乙 会社名
代表者